

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表				
原則	原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。 (注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	方針1. お客様の最善の利益の追求	方針1. お客様の最善の利益の追求 【具体的な取組み内容】(1)(2) 「お客様本位の業務運営方針」に関する取組状況のご報告 1. 保険会社アンケート回答率・評価
原則3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。 (注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等の手数料等で、当該商品の提供会社から、委託手数料等の手数料を得る場合 ・販売会社が、同一グループに属する他の会社から提供会社を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・同一主体又はグループ内に人材部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用に法的・業界的・監査的・監督的・監視的・監修的・監査的等の取扱い権限等を有する企業を選ぶ場合	実施	方針2. お客様との利益相反の適切な管理	方針2. お客様との利益相反の適切な管理 【具体的な取組み内容】(1)(2) 「お客様本位の業務運営方針」に関する取組状況のご報告 2. ローフレ研修等開催回数
原則4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、各項目問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものか含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客様本位の業務運営方針」との関係、注書き*2に対応	方針3. お客様への重要な情報の分かりやすい提供 【具体的な取組み内容】(1)(2)(3) 「お客様本位の業務運営方針」に関する取組状況のご報告 2. ローフレ研修等開催回数
原則5	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に記された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。 (注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選択理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) ・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合は、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びそれが取引又は業務に及ぼす影響	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客様本位の業務運営方針」との関係、注書き*3に対応	方針3. お客様への重要な情報の分かりやすい提供 【具体的な取組み内容】(1)(2)(3) 「お客様本位の業務運営方針」に関する取組状況のご報告 2. ローフレ研修等開催回数
原則6	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び吸引的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。 (注1) 金融事業者は、金融商品・サービスの複雑性に見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。リスクの低いものほど顧客に対する情報提供量は多く、リスクの高いものほど顧客に対する情報提供量は少く、情報提供する一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することができるとなるように配意した資料を用いつつ、リスクアリーナの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客様本位の業務運営方針」との関係、注書き*3に対応	方針3. お客様への重要な情報の分かりやすい提供 【具体的な取組み内容】(1)(2)(3) 「お客様本位の業務運営方針」に関する取組状況のご報告 2. ローフレ研修等開催回数
原則7	【従業員に対する適切な指導・育成等】 金融事業者は、顧客の最大の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された組織体制・業績評価体系・従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。 (注) 金融事業者は、各原則に付されている注を含む)に記して実施するため留意すべきことない(代わりに記する代替案の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	方針5. お客様本位の業務運営を実践するための人材育成、経営組織体制の整備 【具体的な取組み内容】(1)(2) 「お客様本位の業務運営方針」に関する取組状況のご報告 2. ローフレ研修等開催回数	方針5. お客様本位の業務運営を実践するための人材育成、経営組織体制の整備 【具体的な取組み内容】(1)(2) 「お客様本位の業務運営方針」に関する取組状況のご報告 3. 損害保険継続率 4. 早期更率改率(損保)
【照会先】				
部署		総務部		
連絡先		電話番号: 017-773-2541 URL: www.hoppo.co.jp		

*6 「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則2~7(これらに付されている(注)を含む)毎に、「実施」、「一部実施」、「不実施」、「非該当」を選択し、取組方針・取組状況の該当箇所(項目名、見出し、ページなど)を記載してください。
金融事業者のウェブサイトに掲載されている対応関係表と本報告フォームとに一致があれれば、金融事業者リストへは掲載されません。